

千歳市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市子ども・子育て会議条例（平成25年千歳市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び臨時の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員又は臨時の委員は、議決に加わることができない。

(意見等の聴取)

第3条 子育て会議は、必要があると認める場合は、関係者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員、臨時の委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門部会)

第5条 条例第5条の専門部会（以下「部会」という。）は、子育て会議から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時の委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(子育て会議への報告)

第8条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。